

再評価を実施する事業の一覧表

○平成23年度 審議対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名				
河川事業	那賀川	那賀川直轄河川改修事業	国(直轄)	徳島県	D	第1回委員会
河川事業	肱川	肱川土地利用一体型水防災事業(大和(上老松))	国(直轄)	愛媛県	B	第3回委員会
河川事業	重信川	重信川直轄河川改修事業	国(直轄)	愛媛県	D	第3回委員会
河川事業	四万十川	四万十川直轄河川改修事業	国(直轄)	高知県	E	第3回委員会
河川事業	仁淀川	仁淀川直轄河川改修事業	国(直轄)	高知県	E	第3回委員会
河川事業	吉野川	吉野川総合水系環境整備事業	国(直轄)	徳島県・高知県	D	
河川事業	那賀川	那賀川総合水系環境整備事業	国(直轄)	徳島県	B	第2回委員会
河川事業	重信川	重信川総合水系環境整備事業	国(直轄)	愛媛県	E	
ダム事業	那賀川	長安ロダム改造事業	国(直轄)	徳島県	D	第1回委員会
ダム事業	中筋川	中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)	国(直轄)	高知県	D	第1回委員会
砂防事業等	吉野川	善徳地区直轄地すべり対策事業	国(直轄)	徳島県	D	第2回委員会
砂防事業等	吉野川	怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業	国(直轄)	高知県	D	第2回委員会
海岸事業	高知海岸	高知海岸直轄海岸保全施設整備事業	国(直轄)	高知県	D	
海岸事業	撫養港海岸	撫養港海岸直轄海岸保全施設整備事業	国(直轄)	徳島県	B	第3回委員会
海岸事業	須崎港海岸	須崎港海岸直轄海岸保全施設整備事業	国(直轄)	高知県	D	第1回委員会
道路事業	四国横断自動車道	四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東	国(直轄)	徳島県	D	第3回委員会
道路事業	55号	一般国道55号 阿南道路	国(直轄)	徳島県	D	
道路事業	11号	一般国道11号 川之江三島バイパス	国(直轄)	愛媛県	D	第2回委員会
道路事業	11号	一般国道11号 新居浜バイパス	国(直轄)	愛媛県	D	第2回委員会
道路事業	56号	一般国道56号 宇和島道路	国(直轄)	愛媛県	D	第3回委員会
道路事業	56号	一般国道56号 五十崎内子拡幅	国(直轄)	愛媛県	D	第2回委員会
道路事業	56号	一般国道56号 伊予インター関連	国(直轄)	愛媛県	D	第2回委員会
道路事業	四国横断自動車道	四国横断自動車道 阿南四万十線 須崎新荘～窪川	国(直轄)	高知県	D	第3回委員会
道路事業	33号	一般国道33号 高知西バイパス	国(直轄)	高知県	D	第3回委員会

道路事業	56号	一般国道56号 土佐市バイパス	国(直轄)	高知県	D	第2回委員会
道路事業	56号	一般国道56号 大方改良	国(直轄)	高知県	D	
道路事業	56号	一般国道56号 中村宿毛道路	国(直轄)	高知県	D	第3回委員会
港湾整備事業	高松港	高松港朝日地区国際物流ターミナル整備事業	国(直轄)	香川県	B	
港湾整備事業	松山港	松山港外港地区国際物流ターミナル整備事業	国(直轄)	愛媛県	D	
港湾整備事業	須崎港	須崎港湾口地区防波堤整備事業	国(直轄)	高知県	D	第1回委員会
港湾整備事業	室津港	室津港室津地区避難港整備事業	国(直轄)	高知県	D	
都市公園事業	国営讃岐まんのう公園	国営讃岐まんのう公園	国(直轄)	香川県	D	

河川事業 : 8件
 ダム事業 : 2件
 砂防事業等 : 2件
 海岸事業 : 3件
 道路事業 : 12件
 港湾整備事業 : 4件
 都市公園事業 : 1件
 合計 : 32件

区分:(再評価実施要領基準)
 A:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
 B:事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
 C:準備・計画段階で3年間が経過している事業
 D:再評価実施後に3年間が経過した時点で継続中または未着工の事業
 E:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

事後評価を実施する事業の一覧表

○平成23年度 審議対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名				
河川事業	吉野川	吉野川総合水系環境整備事業(加茂第一、西村中島、今切川)	国(直轄)	徳島県	A	
河川事業	肱川	肱川水防災対策特定河川事業(大和(郷)地区)	国(直轄)	愛媛県	A	
河川事業	仁淀川	宇治川床上浸水対策特別緊急事業	国(直轄)	高知県	A	
道路事業	196号	一般国道196号 松山北条バイパス	国(直轄)	愛媛県	A	
道路事業	317号	一般国道317号 大島道路	国(直轄)	愛媛県	A	

河川事業 : 3件
 道路事業 : 2件
 合計 : 5件

区分:(事後評価実施要領基準)
 A:事業完了後、一定期間(5年以内)が経過した事業
 B:審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業